

平成 30 年 6 月 15 日
ネオマテリアル研究会

分科会設置規則

1. 規約第 17 条に基づく分科会の設置に関する規則

(設置申請)

2. ネオマテリアル研究会のコーディネーターは必要に応じて分科会を設置することができる。設置の申請は名称、期間、必要性、メンバー、予算などを記して、事業統括の承認を受ける

(メンバー)

3. メンバー構成は一人以上の本会コーディネーターと、企業などの参加を得る。

(費用)

4. 分科会運営にかかる費用はメンバーが相談の上、共同で負担する。

5. 予算として、会議費（会場費など）、通信費、謝礼（コーディネーターや講師）、調査費、研究費、その他必要な直接経費に加えて諸経費（直接経費の 30%）を考慮すること。予算内で支払い、不足分についてはメンバーが補てんする。

6. 分科会費用は本会幹事（経理担当）に払い込む。

7. 本分科会は、企業ニーズを実現するための検討会、事業化を実現するための検討会であるので、本会において纏まった成果は各種公募事業への応募等により次の段階へ移行することを旨とする。

以上